

T－7 初等練習機の委託整備費用の執行に当たり、総合評価の際に示された提案内容を今後の契約に適切に反映させるための取組を行い、経費のより経済的及び効率的な執行に資するよう防衛大臣に対して意見を表示したものについての報告書（要旨）

平成24年9月

会計検査院

1 T-7 初等練習機の調達概要

(1) T-7 初等練習機の入札概要

防衛省は、航空自衛隊における操縦士の飛行教育の一環である初級操縦課程等を実施するために、T-7 初等練習機（以下「T-7」という。）を運用している。

T-7 は、平成12年9月に行われた防衛装備品としては初めての総合評価落札方式による一般競争入札を経て、調達することが決定されたものである。

防衛省は、総合評価における適正な評価を行うために、入札者に対して、入札説明書、仕様書、評価基準、技術的事項等確認書類等を交付して、費用の見積りの前提となる期間を12年度から31年度までの20年間、物価上昇率を加味しないなどとする前提条件を示した上で、機能、性能等に関する事項、後方支援等に関する事項、価格その他の費用に関する事項を記載した書類（以下、この書類を「総合評価のための書類」といい、その具体的な記載内容を「提案内容」という。）の提出を求めて、これに基づき評価点を付すなどして評価を行うこととした。

評価に当たっては、機能、性能等や後方支援等に関する事項に係る評価点の合計を当該入札者の入札価格（2機分の機体価格）、13年度以降調達予定分（47機分）の機体価格、全体の所要機数（計49機）に応じた維持エンジン、維持部品等の価格及びその他の経費の総額（以下、この総額を「総提案経費」といい、総提案経費から入札価格（2機分の機体価格）を除いたものを「その他の費用」という。）で除して、これにより得られた数値（以下「評価数値」という。）が最も高い者を落札者とする事とした。

$$\text{評価数値} = \frac{\text{性能等に関する評価点} \\ \langle \text{機能、性能等や後方支援等に関する事項に係る評価点の合計} \rangle}{\text{入札価格} \\ \langle \text{2機分の機体価格} \rangle + \text{その他の費用} \\ \langle \text{13年度以降調達予定分(47機分)の機体価格、全体の所要機数(計49機)に応じた維持エンジン、維持部品等の価格及びその他の経費} \rangle}$$

総提案経費

入札には、富士重工業株式会社（以下「富士重工」という。）と丸紅株式会社（スイス連邦のピラタス・エアクラフト社の代理店）の2者が応札し、評価の結果、性能等に関する評価点は同点となり、入札価格（2機分の機体価格）は高かったもののその他の費用が低額であった富士重工の評価数値がより高くなったことから、防衛省は、富士重工を落札者とし、同社が提案したT-3改（後のT-7）を調達することに決定した。

(2) T-7 の製造等及び維持運用に係る契約概要

T-7 の製造等及び維持運用に係る主な契約の状況は、次のとおりである。

ア T-7 の製造等に係る契約については、防衛省は、12年10月に富士重工と上記の総合評価落札方式で対象にした2機分の製造請負契約（契約金額5億1434万余円）を締結し、その後、13年度から18年度までの間に47機分の製造請負契約（契約金額計

100億1536万余円)を締結している。また、防衛省は、商社等との間で機体と併せて取得する初度部品等の購入に係る契約(契約金額計20億8890万余円)を締結している。

イ T-7の維持運用に係る契約については、防衛省は、15年度から毎年度、富士重工の子会社である富士航空整備株式会社(以下「富士航空整備」という。)と基地内におけるT-7の整備を委託する契約(以下、この契約により実施する整備を「委託整備」といい、これに係る経費を「委託整備費用」という。)を締結するなどしており、維持運用に係る契約の22年度までの実績額は計114億4221万余円となっている。

上記ア及びイの契約の実績額について、12年度から22年度までの合計額は、240億6082万余円となっている。

(3) 平成12年度決算検査報告掲記事項の概要等

本院は、平成12年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「航空自衛隊の新初等練習機の調達について」を掲記している。この中で、①12年度の総合評価落札方式においては、その他の費用が落札者を決定する際の極めて重要な要素となっていたこと、②維持運用に係る経費を構成する費目について、将来において拘束されるべき内容に係る主要な項目を示したり、提案内容に係るより詳細な関連データを提出させたりするための方策等を十分執っていなかったこと、③落札者の提案内容が履行されなかった場合の責任の所在や損害賠償の方法等といった提案内容の履行を確保するための措置について具体的に示していなかったことなどの点を検査の状況として記載している。そして、今後、今回と同様の総合評価落札方式を採用する場合には、提案内容がより確実に履行されるような方策を検討する必要があるとする所見を記載している。

なお、防衛省は、上記の本院の所見を踏まえて、20年度に実施した総合評価落札方式による海上自衛隊の次期回転翼練習機等の調達手続においては、提案内容が履行されなかった場合に、落札者に対して違約金の請求ができることを入札の条件とするなど提案内容が確実に履行されるための方策を講じたとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、総合評価の際に示された富士重工の提案内容が維持運用に係る契約に適切に反映されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、防衛省内部部局、装備施設本部等において、富士重工が提出した総合評価のための書類等の関係書類により会計実地検査を行うなどして検査を行った。

(検査の結果)

(1) 提案経費と実績額の状況

富士重工が提出した総合評価のための書類に記載された総提案経費の内訳である提案費目ごとの見積経費(以下「提案経費」という。)とその実績額を比較したところ、表のとおり、12年度から31年度までの20年間を対象として見積もられていた提案経費を22年度までの実績が既に上回っている費目があった。

表 提案経費及び平成22年度までの実績額

(単位：千円)

提案費目	提案経費 (平成12年度から31 年度までの20年間 の合計額) (A)	提案経費 (消費税及び地方消 費税を含む。) (B) (B)=(A)×1.05	実績額 (22年度までの累計 額)	主な調達先
機体価格等計	11,709,146	12,294,603	12,618,613	
入札価格(2機分の機体価格)	489,850	514,342	514,342	富士重工
47機分の機体価格等	11,219,296	11,780,260	12,104,271	富士重工
航空機機体定期修理費	2,601,300	2,731,365	1,393,955	富士重工
委託整備費用	2,079,149	2,183,106	3,935,215	富士航空整備
維持部品費	2,149,220	2,256,681	2,894,919	商社
要修理品修理費等	1,704,399	1,789,618	1,087,700	商社
技術経費	704,021	739,222	890,537	富士重工
燃料等費	610,944	641,491	741,680	石油会社
教育経費	132,979	139,627	498,201	富士航空整備
維持運用に係る経費	9,982,012	10,481,112	11,442,210	
その他の費用	21,201,308	22,261,373	23,546,482	
合 計 {入札価格(2機分の機体価格)＋ その他の費用}	21,691,158	22,775,715	24,060,824	

(2) 委託整備に係る契約の状況

提案費目のうち委託整備費用については、富士重工が総合評価の際に提案した15年度から31年度までの17年間分の経費の合計額21億8310万余円と比べて、15年度から22年度までの8年間の実績額が計39億3521万余円となっており、提案費目の中で実績額が提案経費を最も大きく上回る費目となっていた。

そこで、この要因について分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 提案経費の見積りの対象に指定していた委託整備における作業等の状況

防衛省は、大蔵大臣（当時）との協議において、その他の費用については相当な確実性をもって見積もることができるものを対象とすることとされたことなどを踏まえて、入札者に交付した技術的事項等確認書類により、航空機の計画整備（機体ごとに150飛行時間間隔で実施する定期検査、定期検査とは別の時期に実施する定期交換部品の交換、定期交換部品の交換時に実施する特別検査等）と計画外整備（作業の実施時期及び内容が具体的に予知されず航空機の故障等の発生の都度実施する整備）を提案経費の見積りの対象とする整備作業に指定していた。

そこで、委託整備における作業について、関係書類が保存されるなどして整備作業の内訳を把握することができた19年度から22年度までの実績をみたところ、提案経費の見積りの対象に指定されていた整備作業は全体の約46%であって、過半の整備作業は見積りの対象とされていないものであった。

そして、見積りの対象とされていない整備作業に関して、防衛省は、12年度の調達手続において、入札者が作業の詳細を正確に把握することが困難な整備作業や付随的に必要となる整備作業を提案経費の見積りの対象に指定すると入札者にとって不確実な要素が増えることから、入札の公平性を確保するためにこれらの整備作業

を提案経費の見積りの対象としなかったとしている。

前記のとおり、富士航空整備による委託整備には、見積りの対象とされていなかった整備作業が多く含まれているため、富士重工が示した提案経費21億8310万余円とこれに対応する実績額とを単純に比較することは適切でない。そこで、15年度から22年度までの委託整備費用の実績額39億3521万余円に、前記の提案経費の見積りの対象に指定されていた整備作業の割合約46%を乗じて得られた金額18億2576万余円が、富士重工が示した提案経費に対応する実績相当額となることから、この金額と上記の21億8310万余円とを比較したところ、契約開始以降8年間で17年間分を対象として見積もられていた提案経費の金額の約8割にまで達していた。

イ 提案工数及び要したとしている工数の状況

提案経費の見積りの対象に指定されていた委託整備費用の実績相当額が契約開始以降の8年間で提案経費の約8割にまで達していることから、委託整備の効率性について、作業に要する工数を年度総飛行時間で除して算出した1飛行時間当たりの工数で比較したところ、富士重工が経費の算定の際に用いていた工数（以下「提案工数」という。）0.93人時間に対して、富士航空整備が19年度から22年度までの間に要したとしている工数の平均値は、2.91人時間と提案工数の3倍を超えていた。

整備作業を提案工数を超えて行っていたことについて、富士航空整備は、作業準備時間、機体の移動時間、構造上作業効率が劣る箇所における作業時間等に係る工数である附帯工数が全体の工数を増加させている要因ではないかと説明している。そして、富士航空整備は、整備作業を一連の流れで行うことから、提案工数と附帯工数を合理的に仕分けて把握することが困難であるとして、各作業者の任意の判断に基づく記録により附帯工数を集計していた。

防衛省は、富士航空整備が附帯工数として集計している整備作業等については、いずれも必要な整備作業であるとして委託整備に係る契約の対象に含まれるものとしているが、上記のように、提案工数と附帯工数を合理的に仕分けて把握することが困難な状況であることなどから、現在実施されている委託整備の効率性が、富士重工の提案内容と同程度のものとなっているかについては、十分把握していない状況となっている。

しかし、防衛省は、富士重工による総合評価の際の提案では、富士航空整備が委託整備を実施することとして経費が見積もられていたこと、総合評価落札方式における評価数値の算定要素のうちその他の費用が低額であった富士重工が落札者となったことなどの点を十分に考慮し、富士重工の提案内容と委託整備の作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させる取組を行う必要があると認められる。

ウ 委託整備費用の管理の状況

防衛省は、14年9月に「新初等練習機関連経費の適切な積算・執行のガイドライン」を制定し、これに基づき、提案経費に係る実績額等を管理台帳に記録して管理することとしていた。

しかし、防衛省は、提案経費の見積りの対象に指定していた整備作業に係る実績額については、提案工数等に基づき積算した額をそのまま実績額として管理台帳に

記録していて、提案工数を超えて行ったとされている整備作業に係る工数については、管理台帳に記録していないなど、委託整備に係る全体の経費の執行について、十分に把握していない。

エ その他の提案費目の状況

提案費目のうち、維持部品費の実績額が提案経費を上回っていることについて、防衛省は、①アメリカ合衆国における生産者物価の上昇を背景として同国からの輸入部品の単価が上昇したこと、②部品の製造中止等に伴う代替部品の取得に伴い価格が上昇したこと、③富士重工の提案では一定数量を一括して調達することを前提とした単価を使用していたのに対して、実際には防衛省が商社等から必要数量を個別に購入するなどして調達条件が提案内容と異なっていることなどによるものと分析している。また、技術経費等の実績額が提案経費を上回っていることについて、防衛省は、提案時には想定していなかった作業項目等が追加されたことなどによるものと分析している。

(改善を必要とする事態)

委託整備費用の実績額が富士重工の提案経費に比べて多額に上っているのに、防衛省において、委託整備費用の執行状況を適切に把握しておらず、富士重工の提案内容と整備作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を十分に行っていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、防衛省において、総合評価落札方式による調達手続の際に、落札者を将来拘束することとなる事項等について具体的な定めを設けなかったにもかかわらず、このことを十分に踏まえて、維持運用の段階で、委託整備に係る経費全体の執行状況を適切に把握するとともに、富士重工の提案内容と整備作業の実態を的確に把握・分析するなどして、その結果を委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を行うことについての必要性に対する認識が十分でなかったことによると認められる。

3 本院が表示する意見

15年度のT-7の運用開始から9年が経過し、今後も用途廃止になるまで、多額の委託整備費用等を要することが見込まれている。このため、委託整備費用を含むその他の費用が低額であったことが落札者決定において極めて重要な要因であったことを考慮すると、委託整備費用等の執行に当たっては、富士重工の提案内容を適切に反映させて、より経済的及び効率的に行っていくことが求められる。

については、防衛省において、委託整備費用のより経済的及び効率的な執行に資するよう次のとおり意見を表示する。

ア 委託整備に係る全体の経費の執行について適切に把握すること

イ 委託整備に係る富士重工の提案経費に比べて実績額が多額に上っている要因について詳細に分析するなどして、その結果を今後の委託整備に係る契約に適切に反映させるための取組を行うこと